

# 青森県報

号外第四十一号

平成十五年四月四日(金曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

青森県議会議員一般選挙の期日	（事務局）	一
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	（同）	二
青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	（同）	二
青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時	（同）	三
青森県議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務と併せて行う市の選挙区	（同）	三
青森県議会議員一般選挙に用いる点字投票用紙の様式等	（同）	四
青森県議会議員一般選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	（同）	四
青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲示場の掲示面の区画数	（同）	四
青森県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	（同）	五
青森県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	（同）	五
病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老	（同）	五

人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正

青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

（東津軽郡）	（同）	六
（西津軽郡）	（同）	六
（南津軽郡）	（同）	七
（北津軽郡）	（同）	七
（上北郡）	（同）	七
（下北郡）	（同）	七
（三戸郡）	（同）	七
（青森市）	（同）	八
（弘前市）	（同）	八
（八戸市）	（同）	八
（黒石市）	（同）	八
（五所川原市）	（同）	八
（十和田市）	（同）	九
（三沢市）	（同）	九
（むつ市）	（同）	九

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成十四年法律第五十号）第一条第一項の規定により、青森県議会の議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行うので、同法第二条第三号の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙期日 平成十五年四月十三日

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十五年四月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、九二一人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二六五、九三一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区 八、九二八人

- 西津軽郡選挙区 一八、二九七人
- 南津軽郡選挙区 二六、二〇一人
- 北津軽郡選挙区 一七、一八二人
- 上北郡選挙区 三一、一五五人
- 下北郡選挙区 一〇、六四二人
- 三戸郡選挙区 二四、六四七人
- 青森市選挙区 七九、七八七人
- 弘前市選挙区 五二、一八二人
- 八戸市選挙区 六四、一八六人
- 黒石市選挙区 一〇、五八五人
- 五所川原市選挙区 一三、三四八人
- 十和田市選挙区 一六、七二一人
- 三沢市選挙区 一一、三一五人
- むつ市選挙区 一三、三五七人

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
東津軽郡	冲崎 正吉	東津軽郡平内町大字沼館字沼館六番地三	丸尾 義輔	東津軽郡蟹田町大字蟹田字上蟹田八九番地二
西津軽郡	須藤 壽	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山八八番地	乳井 三二	西津軽郡木造町大字林字常盤二七番地三

南津軽郡	工藤 忠作	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字福清水六二番地	今井 義勝	南津軽郡尾上町大字高木字原富二番地の一
北津軽郡	葛西 晴一	北津軽郡中里町大字高根字小金石八八番地	中西 慎一	北津軽郡金木町大字金木字朝日山二七六番地二
上北郡	小笠原 新一	上北郡十和田湖町大字法量字川口平二六番地二	小林 福蔵	上北郡六戸町大字柳町字百役八番地一
下北郡	松谷 侃治	下北郡佐井村大字佐井字大佐井二〇番地	新相 岩雄	下北郡大間町大字大間字奥戸上道八番地四
三戸郡	大矢 昭哉	三戸郡三戸町大字八日町五二番地	中村 喜雄	三戸郡名川町大字剣吉字大坊六番地
青森市	小山内 博	青森市浪館前田三丁目二一番二七号	澤村 和夫	青森市大字駒込字蚩沢一一番地四六
弘前市	齊藤 兼作	弘前市大字大和沢字里見三三番地	石戸谷 一弘	弘前市大字浜の町東二丁目四番地一四
八戸市	駒場 賢一	八戸市大字糠塚字大沢一六番地一	高坂 隆夫	八戸市売市二丁目一番五号
黒石市	大瀬 安治	黒石市大字山形町九番地	佐藤 明	黒石市大字石名坂字村ヨリ北一番地の三
五所川原市	平野 光雄	五所川原市字上平井町四八番地の五	川浪 太刀男	五所川原市大字藻川字蟹淵二八番地の二
十和田市	竹ヶ原 利美	十和田市大字相坂字小林一八八番地五	佐々木 一吉	十和田市大字藤島字下野月三七番地三
三沢市	奥寺 忠子	三沢市中央町三丁目一〇番二四号	小林 博信	三沢市春日台三丁目一五四番地七八三号
むつ市	落合 迪典	むつ市新町二番一二号	佐々木 鉄郎	むつ市川守町六番三四号

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙区名	場 所	日 時
東津軽郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後一時三十分
西津軽郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後一時三十分
南津軽郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後二時
北津軽郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後二時
上北郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後二時三十分
下北郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後二時三十分
三戸郡	青森県庁西棟八階大会議室	平成十五年四月十五日午後三時
青森市	青森市民体育館	平成十五年四月十三日午後九時十五分
弘前市	弘前市役所	平成十五年四月十四日午後一時三十分
八戸市	八戸市体育館	平成十五年四月十三日午後九時二十分
黒石市	黒石市中央スポーツ館	平成十五年四月十三日午後九時
五所川原市	五所川原市民体育館	平成十五年四月十三日午後九時十五分
十和田市	十和田市総合体育センター	平成十五年四月十三日午後九時十五分
三沢市	三沢市公会堂	平成十五年四月十三日午後九時
むつ市	むつ市民体育館	平成十五年四月十三日午後九時

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における開票事務を、次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により選挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、五所川原市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びむつ市選挙区

**青森県選挙管理委員会告示第三十号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙に用いる点字投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 様式

平成十五年四月執行  
青森県議会議員一般選挙投票

○注 ちゅうい 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

印

ごうほしや しめい  
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦一二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

**青森県選挙管理委員会告示第三十一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 様式

船員不在者投票 選挙

○注 ちゅうい 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

ごうほしや しめい  
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦一二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。  
点字投票用は、上質紙一一〇キログラム、点字投票の表示をする。

**青森県選挙管理委員会告示第三十二号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター

掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十一月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙区名	区画の数	選挙区名	区画の数
東津軽郡	四	青森市	一六
西津軽郡	六	弘前市	一二
南津軽郡	一〇	八戸市	一六
北津軽郡	六	黒石市	四
上北郡	八	五所川原市	六
下北郡	六	十和田市	六
三戸郡	六	三沢市	四
		むつ市	六

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙区名	制限額	選挙区名	制限額
東津軽郡	六、一三三、〇〇〇円	青森市	六、一〇七、五〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

西津軽郡	五、四一八、六〇〇円	弘前市	六、〇六五、六〇〇円
南津軽郡	五、五三一、〇〇〇円	八戸市	五、八九七、八〇〇円
北津軽郡	五、三二六、二〇〇円	黒石市	六、五三五、六〇〇円
上北郡	五、八三九、四〇〇円	五所川原市	五、五六一、八〇〇円
下北郡	五、二二五、〇〇〇円	十和田市	五、九八一、八〇〇円
三戸郡	五、九四五、七〇〇円	三沢市	六、七一七、四〇〇円
		むつ市	五、五六三、〇〇〇円

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号
西津軽郡	五所川原県税事務所内青森県選挙管理委員会事務局西北郡出張所	五所川原市字栄町一〇番地
南津軽郡	弘前県税事務所内青森県選挙管理委員会事務局南郡出張所	弘前市大字蔵主町四番地
北津軽郡	五所川原県税事務所内青森県選挙管理委員会事務局西北郡出張所	五所川原市字栄町一〇番地
上北郡	十和田県税事務所内青森県選挙管理委員会事務局上北郡出張所	十和田市西十二番町二〇番二二号
下北郡	むつ県税事務所内青森県選挙管理委員会事務局下北郡出張所	むつ市中央一丁目一番八号

三戸郡	八戸県税事務所内青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所	八戸市大字尻内町字嶋田七番地
青森市	青森市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所	青森市中央一丁目二番五号
弘前市	弘前市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所	弘前市大字上白銀町一番地の一
八戸市	八戸市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局八戸市出張所	八戸市内丸一丁目一番一号
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所	黒石市大字市ノ町一番地一号
五所川原市	五所川原市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局五所川原市出張所	五所川原市字岩木町二番地
十和田市	十和田市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局十和田市出張所	十和田市西十二番町六番一号
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所	三沢市桜町一丁目一番三八号
むつ市	むつ市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局むつ市出張所	むつ市金谷一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十四年四月三日青森県選挙管理委員会告示第八号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一の表中

社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院

大字浅虫字内野二八

を

社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院

大字浅虫字内野二七の二

に改める。

青森県議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長 沖崎正吉

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

青森県議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長 須藤 壽

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時二十分

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長 工藤 忠 作

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長 葛西 晴 一

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時四十分

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長 小笠原 新一

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時五十分

青森県議会議員一般選挙下北郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙下北郡選挙区選挙長 松谷 侃 治

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後六時

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長 大矢 昭 哉

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年四月十日 午後六時十分

**青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長 小山内 博

一 場所 青森市中央一丁目二番五号

青森市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所

**青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長 齊藤 兼作

一 場所 弘前市大字上白銀町一番地の一号

弘前市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所

**青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長 駒場 賢一

一 場所 八戸市内丸一丁目一番一号

八戸市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会事務局八戸市出張所

**青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長 大瀬 安治

一 場所 黒石市大字市ノ町一番地一号

黒石市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所

**青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。



平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長 平野光雄

一 場所 五所川原市字岩木町一二番地

五所川原市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分  
青森県選挙管理委員会事務局五所川原市出張所

**青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長 竹ヶ原利美

一 場所 十和田市西十二番町六番一号

十和田市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分  
青森県選挙管理委員会事務局十和田市出張所

**青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長 奥寺忠子

一 場所 三沢市桜町一丁目一番三八号

三沢市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

**青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長 落合迪典

一 場所 むつ市金谷一丁目一番一号

むつ市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分  
青森県選挙管理委員会事務局むつ市出張所

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭